

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、子育て支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく、保育所(園)、認定こども園等認可保育所及び地域型保育事業所等に入所する支給認定者の管理及び入所・保育料の決定等に関する事務を行う。 1. 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行事務 2. 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行事務 3. 利用者負担額の算定に係る事務 ※1及び2に関して窓口での受領以外に申請管理システムでの受領も含む。
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番8、127
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番17、155
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども局 こども保育課
②所属長の役職名	こども保育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局 こども保育課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは申請者から直接取得することを徹底し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年月日、性別)または住所を含む3情報による照会を行っています。取得後は複数人で確認し、上長が最終確認を実施しています。書類やデータは暗号化や施錠管理を行い、廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切な方法での廃棄、管理台帳への記録及び保護責任者への報告を徹底しています。さらに、定期的なプロセス見直しを行うことにより、リスク軽減を図っています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限のない職員による不正利用リスクへの対策として、業務に必要な職員にのみアクセス権限を付与し、不要な権限は制限しています。異動や退職時には迅速に権限の変更・削除を行い、定期的な見直しも実施しています。また、アクセス履歴や操作ログの監視・記録を行い、不正利用の兆候を早期に発見できる体制を整備しています。さらに、二要素認証を導入し、堅実な認証プロセスを通じて不正アクセスを防止しています。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	藤田 憲明	子育て支援課長	事後	様式変更による。
令和2年3月13日	II 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年3月9日 時点	事後	
令和2年3月13日	II 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和2年3月9日 時点	事後	
令和3年3月5日	I 5 ①部署	福祉部 子育て支援課	福祉部 こども保育課	事後	分課による。
令和3年3月5日	I 5 ②所属長の役職名	子育て支援課長	こども保育課長	事後	分課による。
令和3年3月5日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 子育て支援課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 こども保育課	事後	分課による。
令和5年2月20日	I 5 ①部署	福祉部 こども保育課	福祉部こども局 こども保育課	事後	組織改編による。
令和5年2月20日	I 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 こども保育課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部こども局 こども保育課	事後	組織改編による。
令和5年2月20日	I ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく、保育所(園)、認定こども園等認可保育所及び地域型保育事業所等に入所する支給認定者の管理及び入所・保育料の決定	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく、保育所(園)、認定こども園等認可保育所及び地域型保育事業所等に入所する支給認定者の管理及び入所・保育料の決定等に関する事務を行う。 1. 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行事務 2. 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行事務 3. 利用者負担額の算定に係る事務 ※1及び2に関して、窓口での受領以外に申請管理システムでの受領も含む。	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正。
令和5年2月20日	I ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 子育て支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正。
令和5年2月20日	II 1. 対象人数	令和2年3月9日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年2月20日	II 2. 取扱者数	令和2年3月9日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番8、94	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表 項番8、127	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4 法令上の根拠	(番号法)第19条第7号及び別表第二 項番13、116	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番17、155	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年2月1日 時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	IV 8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による
令和7年3月28日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による